

聴覚障害者に関する国政の現状

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
企画課 自立支援振興室
情報支援専門官 鈴木敏弘

1

聴覚障害者に対する福祉施策

1 聴覚障害児・者の状況

身体障害者手帳所持者数 324千人

(平成23年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査))

2 福祉施策

(1) 補装具費の支給【平成26年度予算額 144億円】

障害者等の失われた身体部位、損なわれた身体機能を補完、代替する用具の購入又は修理に要する費用を支給する(所得に応じて負担上限額が設定されている)。

(2) 地域生活支援事業【平成26年度予算額 462億円】

障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態により効率的・効果的な事業の実施を図る。

(3) 自立支援医療【平成26年度予算額 2,217億円】

障害者・児の心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する(費用負担は1割負担を原則とするが、所得に応じ、月ごとの負担上限額が設定されている)。

(4) 点字図書館等事務費(聴覚障害者情報提供施設)【平成26年度予算額 6億円】

字幕・手話入りDVD等の製作貸出、手話通訳者等の養成・派遣、情報機器の貸出等を行う施設の運営に要する費用の補助を行う。

2

地域生活支援事業について

【事業の目的】

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児（以下「障害者等」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって、障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し安心して地域で暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

【事業の性格】

- (1) 事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効率的・効果的な事業実施が可能である事業
- 【地域の特性】 地理的条件や社会資源の状況
【柔軟な形態】 ①委託契約、広域連合等の活用
②突発的なニーズに臨機応変に対応が可能
③個別給付では対応できない複数の利用者への対応が可能
- (2) 地方分権の観点から、地方が自主的に取り組む事業（事業の実施内容は地方が決定）
- (3) 生活ニーズに応じて個別給付と組み合わせて利用することも想定できる
※ ただし、地域生活支援事業単独で行うことも可。
- (4) 障害者保健福祉サービスに関する普及啓発等の事業

【財源】 補助金（一部交付税措置あり）※市町村等の事業全体に補助する統合補助金として補助

【都道府県事業】 国1/2以内で補助

【市町村事業】 国1/2以内、都道府県1/4以内で補助

【予算額】 26年度 462億円

3

地域生活支援事業一覧

市町村地域生活支援事業

【必須事業】

- ア 理解促進研修・啓発事業
- イ 自発的活動支援事業
- ウ 相談支援事業
- エ 成年後見制度利用支援事業
- オ 成年後見制度法人後見支援事業
- カ 意志疎通支援事業
- キ 日常生活用具給付等事業
- ク 手話奉仕員養成研修事業
- ケ 移動支援事業
- コ 地域活動支援センター機能強化事業

【任意事業】

- （日常生活支援） 1. 福祉ホームの運営 2. 訪問入浴サービス 3. 生活訓練等 4. 日中一時支援 5. 地域移行のための安心生活支援 6. 障害児支援体制整備 7. 巡回支援専門員整備 8. 相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保 9. その他日常生活支援
- （社会参加支援） 1. スポーツ・レクリエーション教室開催等 2. 文化芸術活動振興 3. 点字・声の広報等発行 4. 奉仕員養成研修 5. 自動車運転免許取得・改造助成 6. その他社会参加支援
- （権利擁護支援） 1. 成年後見制度普及啓発 2. 障害者虐待防止対策支援 3. その他権利擁護支援
- （就業・就労支援） 1. 盲人ホームの運営 2. 重度障害者在宅就労支援（バーチャル工房支援） 3. 更生訓練費給付 4. 知的障害者職親委託 5. その他就業・就労支援
- 障害程度区分認定等事務

4

【必須事業】

- ア 専門性の高い相談支援事業
- イ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
- ウ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
- エ 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業
- オ 広域的な支援事業
- カ サービス・相談支援者、指導者育成事業

【任意事業】

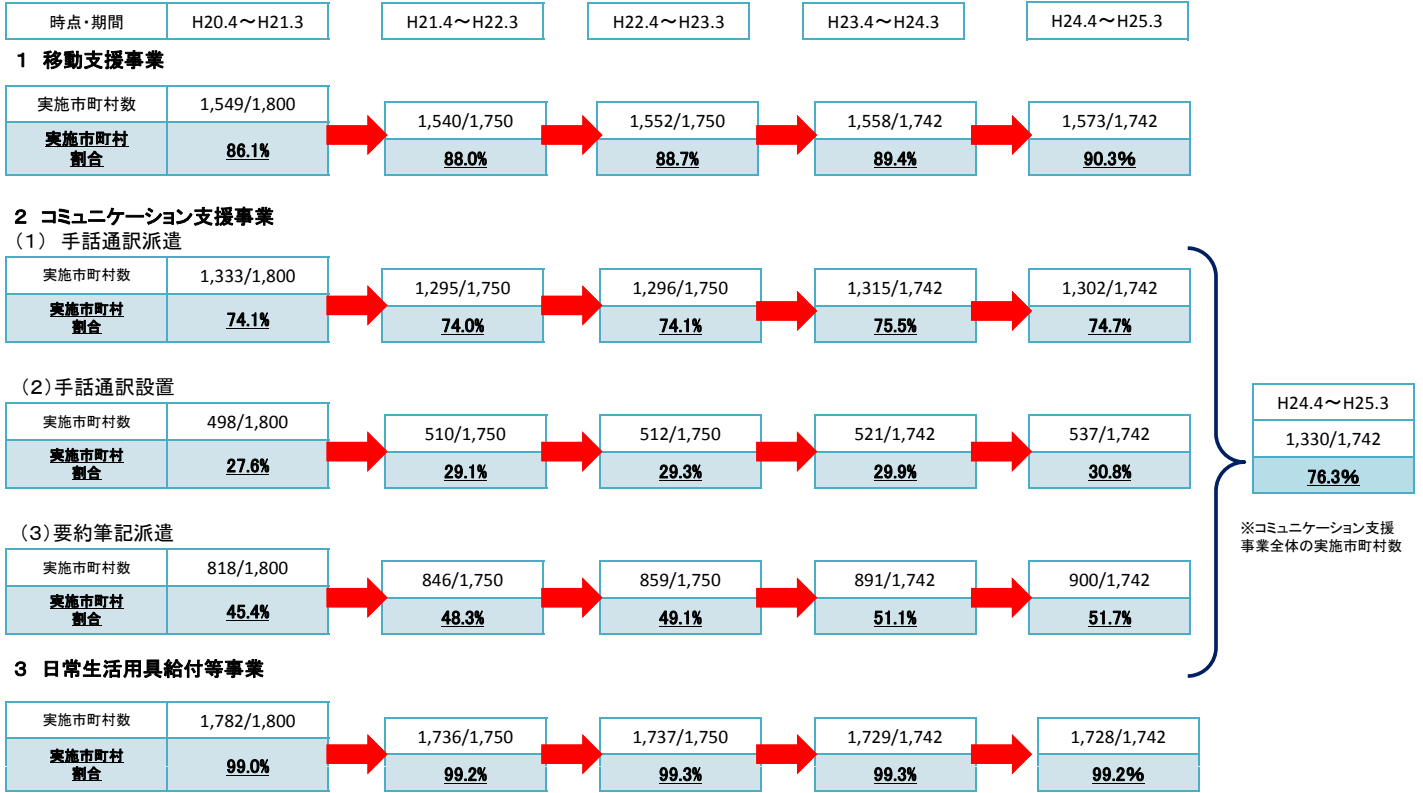
- (日常生活支援) 1. 福祉ホームの運営 2. オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者)社会適応訓練 3. 音声機能障害者発声訓練 4. 発達障害者支援体制整備 5. 児童発達支援センター等の機能強化等 6. 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進 7. その他日常生活支援
- (社会参加支援) 1. 手話通訳設置 2. 字幕入り映像ライブラリーの提供 3. 点字・声の広報等発行 4. 点字による即時情報ネットワーク 5. 障害者ITサポートセンター運営 6. パソコンボランティア養成・派遣 7. 都道府県障害者社会参加推進センター運営 8. 身体障害者補助犬育成 9. 奉仕員養成研修 10. スポーツ・レクリエーション教室開催等 11. 文化芸術活動振興 12. サービス提供者情報提供等 13. その他社会参加支援
- (権利擁護支援) 1. 成年後見制度普及啓発 2. 成年後見制度法人後見支援 3. 障害者虐待防止対策支援 4. その他権利擁護支援
- (就業・就労支援) 1. 盲人ホームの運営 2. 重度障害者在宅就労促進(バーチャル工房支援) 3. 一般就労移行等促進 4. 障害者就業・生活支援センター体制強化等 5. その他就業・就労支援
- (重度障害者に係る市町村特別支援)

市町村地域生活支援事業及び都道府県地域生活支援事業に定める事業以外の事業であって、市町村及び都道府県の判断により、事業の実施が遅れている地域の支援を行う事業、実施水準に格差が見られる事業の充実を図る事業その他別に定める事業並びに社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。(地域生活支援事業実施要綱3(3))

1 対象事業

- ① 意思疎通支援従事者ステップアップ研修事業
- ② 意思疎通支援従事者養成研修促進事業
- ③ 意思疎通支援充実強化事業
- ④ 要約筆記者派遣事業従事者資質向上特別支援事業
- ⑤ 盲ろう者社会参加等促進事業
- ⑥ 障害者情報支援促進事業
- ⑦ 視覚障害者移動支援事業従事者資質向上特別支援事業
- ⑧ 盲人ホーム事業(A型)
- ⑨ その他特別支援事業

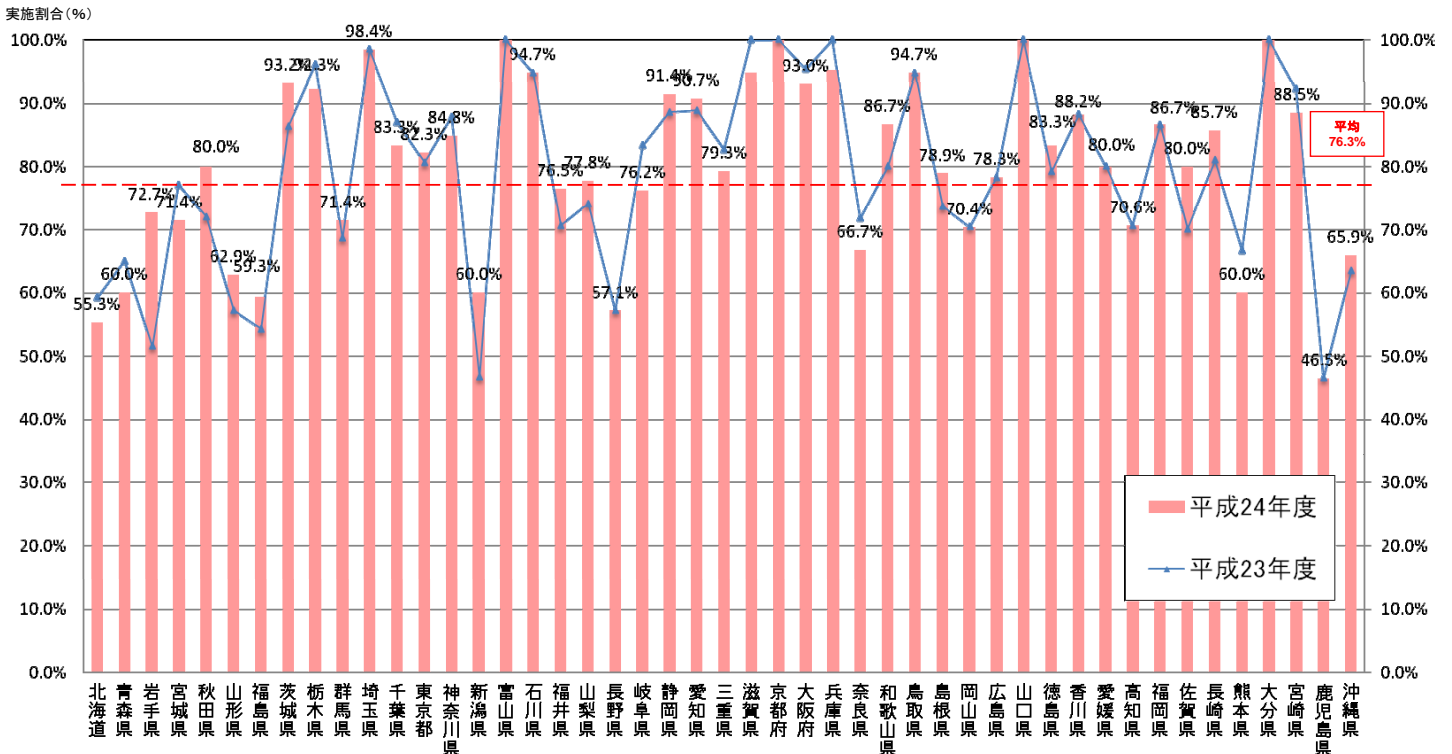
地域生活支援事業（必須事業のうち3事業）の実施状況



※各期間の実施割合算定のための分母となる全国市町村数は、それぞれ各期間の末日における全国市町村数である。
 ※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

コミュニケーション支援事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,330市町村／1,742市町村（H25.3.31現在）で実施割合は76.3%である。

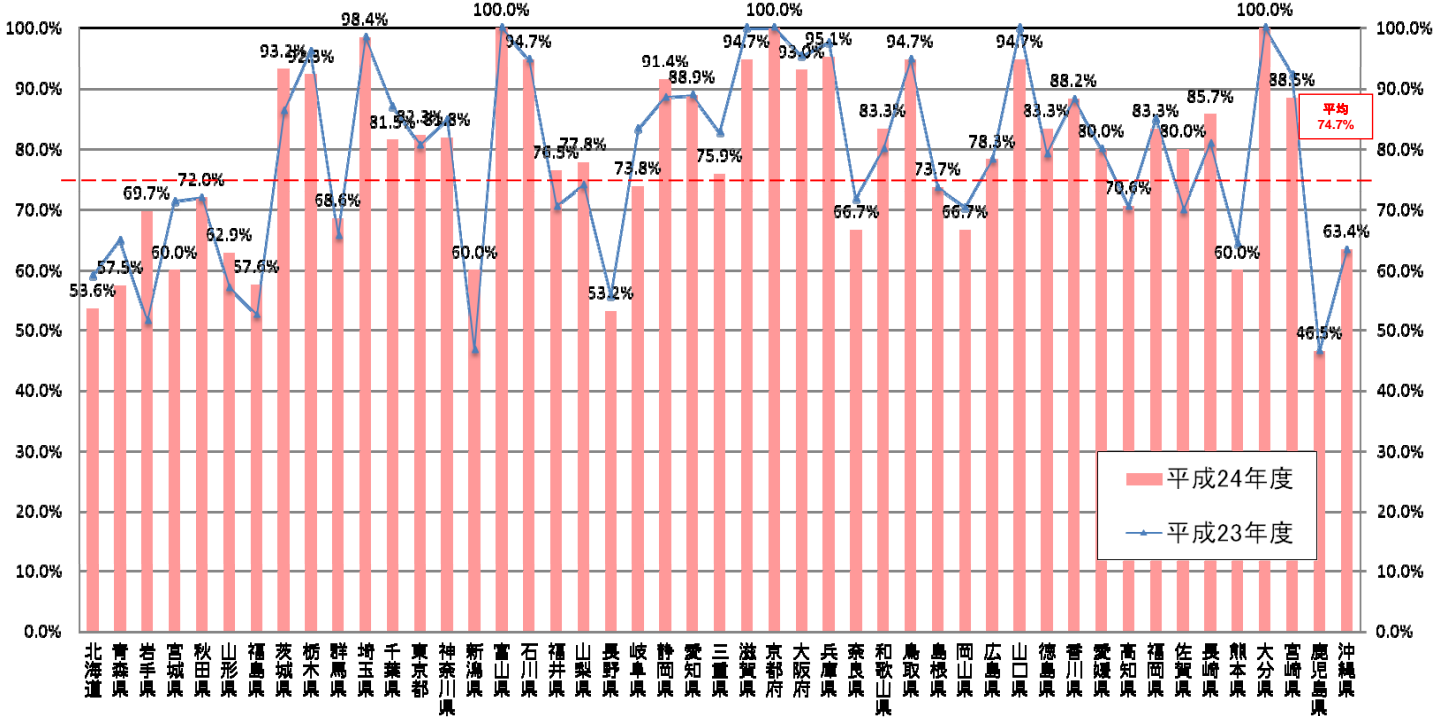


※数値は平成24年度値。
 ※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

(内訳1) 手話通訳者派遣事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,302市町村／1,742市町村(H25.3.31現在)で実施割合は74.7%である。

実施割合(%)

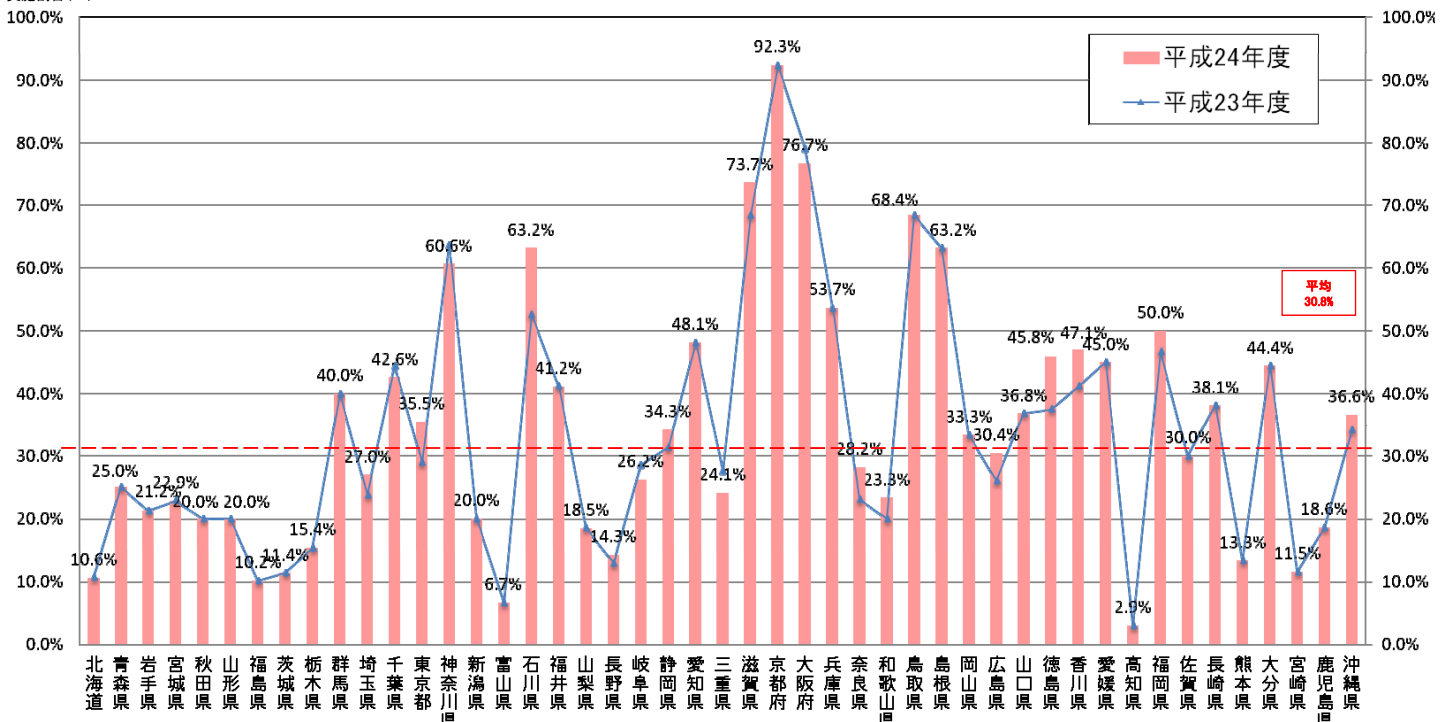


※数値は平成24年度値。
※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

(内訳2) 手話通訳者設置事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では537市町村／1,742市町村(H25.3.31現在)で実施割合は30.8%である。

実施割合(%)

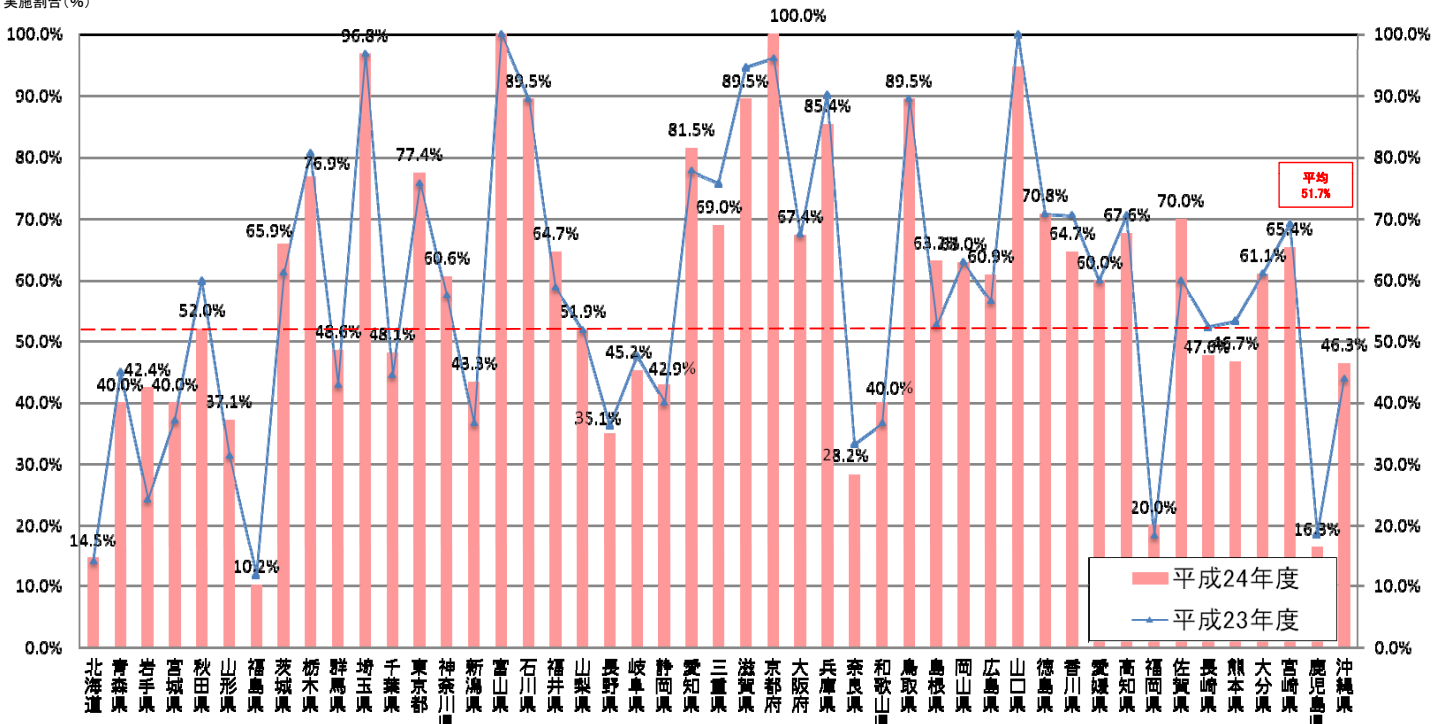


※数値は平成24年度値。
※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

(内訳3) 要約筆記者派遣事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では900市町村／1,742市町村(H25.3.31現在)で実施割合は51.7%である。

実施割合(%)



※数値は平成24年度値。
※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

手話に係る試験制度一覧

実施主体	社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター	社会福祉法人 全国手話研修センター		NPO法人 手話技能検定協会
実施試験の名称	手話通訳技能認定試験 (手話通訳士試験)	手話通訳者 全国統一試験	全国手話検定試験	手話技能検定試験
法令根拠	手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令 (平成21年厚生労働省令第96号)	—	—	—
実施開始年	平成元年	平成12年	平成18年	平成12年
試験内容	学科試験 実技試験(聞き取り、読み取り)	筆記試験 通訳実技	筆記試験 手話の読み取り 手話での表現・会話	筆記試験 実技試験
受験資格	20歳以上の者	都道府県で実施する手話通訳者養成研修修了者	年齢制限無し	年齢制限無し
受験料	18,000円	0円~1万円 (都道府県で異なる)	2,000円~8,000円	1,700円~11,000円
性格	厚生労働省の認定試験	都道府県の登録試験	能力の認定	能力の認定
登録等	情文センターに登録され、登録証の交付を受けた者は、「手話通訳士」の名称を用いることができる。	都道府県に登録され、市町村に名簿が配布される。	ろう者と手話でどの程度コミュニケーションできるのかを評価認定し、手話学習の励みとする試験である。	手話を学習した人がどのくらい手話能力が高まったのかを知るための試験である。
備考	政見放送による手話通訳は手話通訳士のみ認められている。	コミュニケーション支援事業において手話通訳者として派遣できる。		

平成26年度障害保健福祉関係予算の概要

(25年度予算額) **(26年度予算額)**
 1兆3,982億円 ➡ 1兆5,019億円 (対前年度+1,037億円、+7.4%) (うち復興特会) 57億円

【主な施策】

(対前年度増▲減額)

■	障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進	1兆4,739億円 (+1,054億円)
	◇良質な障害福祉サービス等の確保	9,072億円 (+842億円)
	◇地域生活支援事業の着実な実施	462億円 (+2億円)
	◇障害福祉サービス提供体制の整備	30億円 (▲22億円)
	※他に、平成25年度補正予算案で148億円を計上。	
	◇障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供	2,217億円 (+31億円)
	◇地域における障害児支援の推進	897億円 (+226億円)
	◇重度訪問介護などの利用促進に係る市町村支援事業	22億円 (±0億円)
	◇障害者の自立支援機器の開発促進(新規)	1.5億円
	◇芸術活動の支援の推進(一部新規)	1.3億円 (+1億円) 等
■	地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進	232億円 (▲4億円)
	◇精神科救急医療体制整備事業費	19億円 (▲1億円)
	◇認知行動療法の普及の推進	1億円 (±0億円) 等
■	障害者に対する就労支援の推進	11億円 (▲1億円)
	◇工賃向上のための取組の推進	3.1億円 (▲1.2億円) 等
■	自殺・うつ病対策の推進	4.4億円 (+0.2億円)
	◇自殺対策に取り組む民間団体への支援	1.3億円 (+0.3億円) 等
■	東日本大震災からの復興への支援	32億円 (▲7億円)
	◇障害福祉サービス事業所などの災害復旧経費(復興)	8億円 (▲1.6億円)
	◇被災地心のケア支援体制の整備(復興)	18億円 (±0億円) 等